

平成29年度  
意匠審査の質に関する  
ユーザー評価調査報告書

平成30年2月  
特許庁

## 目次

|   |    |
|---|----|
| <b>1. はじめに</b> .....                      | 2  |
| <b>2. 本調査の概要</b> .....                    | 3  |
| (1) 本調査の目的.....                           | 3  |
| (2) 調査方法.....                             | 3  |
| (3) 調査票.....                              | 3  |
| (4) 調査対象.....                             | 4  |
| (5) 回答率.....                              | 4  |
| <b>3. 集計結果</b> .....                      | 6  |
| (1) 意匠審査全般の質に関する（A票）の集計結果.....            | 6  |
| ①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について.....        | 6  |
| ②意匠審査の質に関する個別項目の評価について.....               | 7  |
| ③意匠審査の質の評価と企業規模の関係.....                   | 12 |
| ④他国特許庁との比較について.....                       | 20 |
| ⑤意匠審査の質に関するコメントについて.....                  | 22 |
| (2) 特定の意匠登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果..... | 24 |
| ①特定の案件に対する意匠審査に関する審査の質の評価について.....        | 24 |
| ②特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に満足している理由について.....    | 26 |
| ③特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に不満がある理由について.....     | 28 |
| ④特定の出願に対する最終処分別評価.....                    | 30 |
| <b>4. 集計分析</b> .....                      | 34 |
| (1) 分析手法.....                             | 34 |
| (2) 分析結果.....                             | 34 |
| (3) 解析結果.....                             | 36 |
| ①優先して改善すべき項目（専門知識レベル）.....                | 36 |
| ②昨年度からの取組に対する効果.....                      | 36 |
| <b>5. 今後のユーザー評価調査に向けて</b> .....           | 37 |
| （付録）平成29年度調査票.....                        | 38 |

## 1. はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い意匠権を設定するには、意匠審査において、ユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。当該品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げております。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、特許が平成24年度よりユーザー評価調査を開始し、意匠についても同様の取組を平成27年度から実施し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

3年目となる平成29年度の調査では、意匠審査についてより具体的なニーズや期待及びその変化を把握すべく、一昨年度からの変化が比較できるよう調査手法に改善を加えております。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

## 2. 本調査の概要

### (1) 本調査の目的

本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

### (2) 調査方法

調査票の配布・回収については、表1のように選定した調査対象者へ電話連絡または電子メールにより調査への協力を依頼し、電子メールまたは郵送により下記(3)の調査票を送付しました。

回答期間は約2か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

【表1】 調査対象者・調査対象案件の選定方法

| 項目                        |      | 内容   |
|---------------------------|------|--|
| 調査対象者                     | 国内出願 | 平成27～28年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の内国出願人                   |
|                           | 外国出願 | 平成27～28年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の在外出願人                   |
| 個別出願の意匠審査についての調査対象案件の抽出方法 |      | 調査対象者による意匠登録出願のうち、1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、調査対象者の任意により抽出 |
| 調査対象者数                    |      | 合計352者   |

### (3) 調査票

本年度も以下の表2の通り、2種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

【表2】 二種の調査票

|    |                        |             |
|----|------------------------|-------------|
| A票 | 意匠審査全般の質についての調査        | 各対象者に一部ずつ配付 |
| B票 | 特定の出願における意匠審査の質についての調査 | 各対象者に一部ずつ配付 |

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の5段階評価にて回答を依頼しました。

また、5段階評価では、「不満」または「比較的不満」の場合にその理由の記入を依頼しました。

#### (4) 調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表1に記載のとおりです。

#### (5) 回答率

調査票の回答率は、以下のとおりです。

A票回答率：88.6%（回答数：312件（内国出願人259件、在外出願人43件、無記名10件））

B票回答率：69.6%（回答数：245件（内国出願人204件、在外出願人31件、無記名10件））

《参考：前年度の回答率》

A票回答率：84.7%（回答数：283件（内国出願人232件、在外出願人42件、無記名9件））

B票回答率：52.1%（回答数：174件（内国出願人143件、在外出願人30件、無記名1件））

なお、B票の回答率がA票回答率よりも低くなっていますが、B票については、回答可能な場合は特定の出願を回答者に選んで記載をしてもらう、任意形式としたことに起因していると考えられます。

【表3】 調査票の回答結果

|    | 配付済  | 回答済み | 回答率   | (参考)<br>平成28年度<br>回答率 | (参考)<br>平成27年度<br>回答率 |
|----|------|------|-------|-----------------------|-----------------------|
| A票 | 352件 | 312件 | 88.6% | 84.7%                 | 74.8%                 |
| B票 | 352件 | 245件 | 69.6% | 52.1%                 | 43.2%                 |

【表4】 内国出願人及び在外出願人における回収結果 A票(括弧内は昨年度)

|           | 内国出願人 | 在外出願人 | 無記名 | 合計           |
|-----------|-------|-------|-----|--------------|
| アンケート送付件数 | 301   | 51    | —   | 352(334)     |
| アンケート回収件数 | 259   | 43    | 10  | 312(283)     |
| 回収率       | 86.0% | 84.3% | —   | 88.6%(84.7%) |

【表5】 内国出願人及び在外出願人における回収結果 B票(括弧内は昨年度)

|           | 内国出願人 | 在外出願人 | 無記名 | 合計            |
|-----------|-------|-------|-----|---------------|
| アンケート送付件数 | 301   | 51    | —   | 352 (334)     |
| アンケート回収件数 | 204   | 31    | 10  | 245(174)      |
| 回収率       | 67.8% | 60.8% | —   | 69.6% (52.1%) |

【表6】 内国出願人の企業規模別回答結果

|           | 大企業   | 中小企業 <sup>1</sup> | 合計    |
|-----------|-------|-------------------|-------|
| アンケート送付件数 | 234   | 67                | 301   |
| アンケート回収件数 | 207   | 52                | 259   |
| 回収率       | 88.5% | 77.6%             | 86.0% |

A票回答者の意匠分類グループは以下の表6に記載のとおりです。

【表7】 A票回答者の意匠分類グループ内訳

| 属性        |                       | A票   |        |
|-----------|-----------------------|------|--------|
|           | 意匠分類グループ <sup>2</sup> | 回答者数 | 割合     |
| 内国<br>出願人 | A 製造食品及び嗜好品           | 1    | 0.4%   |
|           | B 衣服及び身の回り品           | 19   | 7.3%   |
|           | C 生活用品                | 21   | 8.1%   |
|           | D 住宅設備用品              | 20   | 7.7%   |
|           | E 趣味娯楽用品及び運動競技用品      | 8    | 3.1%   |
|           | F 事務用品及び販売用品          | 31   | 12.0%  |
|           | G 運輸又は運搬機械)           | 25   | 9.7%   |
|           | H 電気電子機械器具及び通信機械器具    | 40   | 15.4%  |
|           | J 一般機械器具              | 28   | 10.8%  |
|           | K 産業機械器具              | 28   | 10.8%  |
|           | L 土木建築用品              | 28   | 10.8%  |
|           | M A～Lに属さないその他の基礎製品    | 10   | 3.9%   |
| 在外出願人     |                       | 43   | —      |
| 無記名       |                       | 10   | —      |
| 合計        |                       | 312  | 100.0% |

<sup>1</sup>中小企業基本法第2条第5項を基礎として、資本金の額が3億円以下並びに従業員数が300人以下を中小企業としてカウントしています。

<sup>2</sup>調査対象者である国内出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合、平成27年～28年に最も出願件数の多かった意匠分類グループにカウントしています。

### 3. 集計結果

#### (1) 意匠審査全般の質に関する（A票）の集計結果

##### ①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

表8及び図1<sup>3</sup>は、平成27年度の調査開始時からの意匠審査の質全般についての評価について、5段階評価を集計したものです。

今年度は「満足」と「比較的満足」の評価（以下、上位評価）を合わせると58.0%となり、昨年度の割合(61.0%)から3.0ポイント下がりました。また、「不満」と「比較的不満」の評価（以下、下位評価）の割合は3.2%であり、昨年度の割合(3.0%)から0.2ポイント上がりました。

【表8】 全体評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合     | (参考)<br>平成28年度<br>回答数 | 割合     | (参考)<br>平成27年度<br>回答数 | 割合     |
|-------|-----|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 満足    | 36  | 11.5%  | 39                    | 14.6%  | 26                    | 10.6%  |
| 比較的満足 | 145 | 46.5%  | 124                   | 46.4%  | 101                   | 41.1%  |
| 普通    | 121 | 38.8%  | 96                    | 36.0%  | 105                   | 42.7%  |
| 比較的不満 | 9   | 2.9%   | 8                     | 3.0%   | 12                    | 4.9%   |
| 不満    | 1   | 0.3%   | 0                     | 0.0%   | 2                     | 0.8%   |
| 無回答   | 0   | -      | 16                    | -      | -                     | -      |
| 合計    | 312 | 100.0% | 283                   | 100.0% | 246                   | 100.0% |

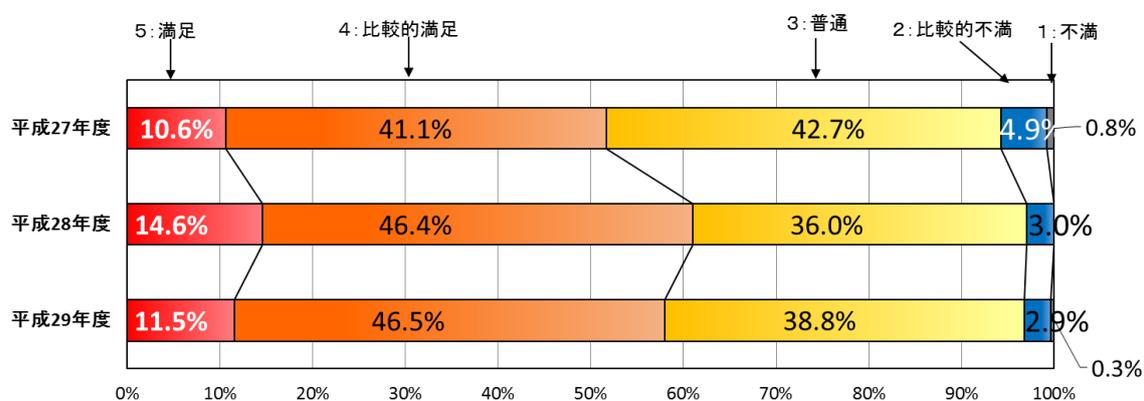


図1 意匠審査の質全般

<sup>3</sup> 当報告書においては、「わからない／経験がない」という回答を除いて各回答割合を示しています。

## ②意匠審査の質に関する個別項目の評価について<sup>4</sup>

昨年度と同様に、意匠審査に関する7つの個別項目（「拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ」（以下、『拒絶理由通知等の記載』）、「拒絶査定の記載の分かりやすさ」（以下、『拒絶査定の記載』）、「判断の均質性について」（以下、『判断の均質性』）、「サーチ（先行意匠調査）」（以下、『先行意匠調査』）、「意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル」（以下、『専門知識レベル』）、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（以下、『コミュニケーション』）、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願」（以下、『国際意匠登録出願』））についても伺いました。

昨年度よりも評価の上昇した項目が多い中、上位評価の割合が増加したのは以下の項目でした。特に、審査官の起案に係る『拒絶理由通知等の記載』及び『拒絶査定の記載』に関して、その満足度が大きく向上しました。

『拒絶理由通知等の記載』：+18.3ポイント、  
『拒絶査定の記載』：+20.9ポイント、  
『判断の均質性』：+7.8ポイント、  
『先行意匠調査』：+3.5ポイント、  
『国際意匠登録出願』：+10.8ポイント

一方で、上位評価の割合が減少したのは以下の項目です。

『専門知識レベル』：-3.8ポイント、  
『コミュニケーション』：-5.2ポイント

また、下位評価の割合が減少したのは以下の項目です。

『拒絶理由通知等の記載』：-6.2ポイント、  
『拒絶査定の記載』：-3.0ポイント、  
『先行意匠調査』：-5.1ポイント、  
『専門知識レベル』：-2.8ポイント  
『国際意匠登録出願』：-21.0ポイント

なお、『コミュニケーション』の下位評価については昨年度と変更がなく、『判断の均質性』の項目については下位評価が僅かに増えました（『判断の均質性』：+0.4ポイント）。

---

<sup>4</sup> 「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

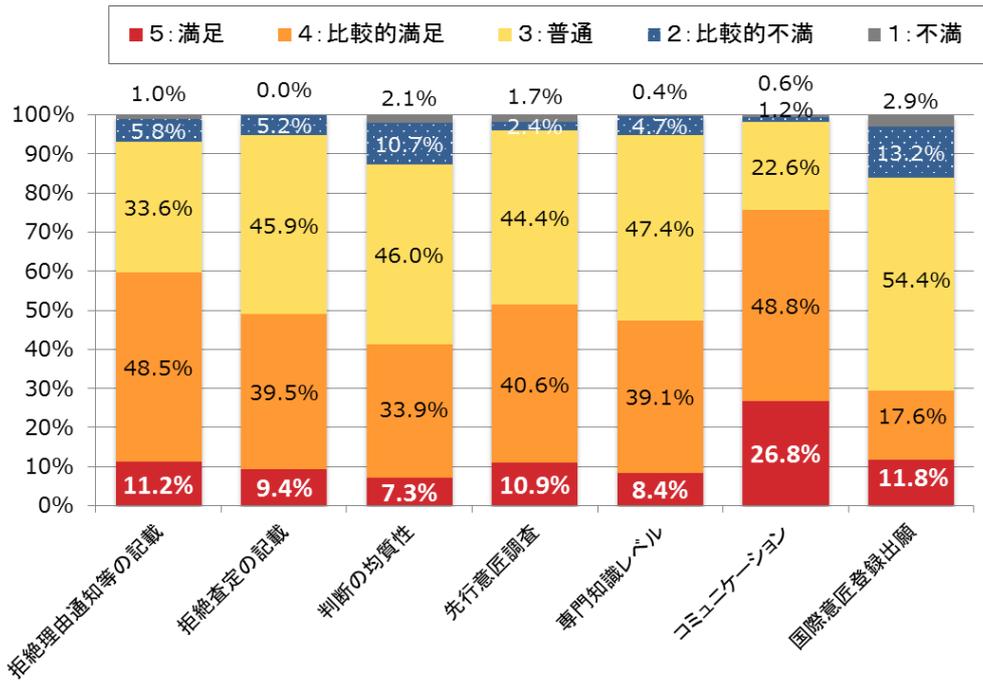


図2 個別項目への評価の割合

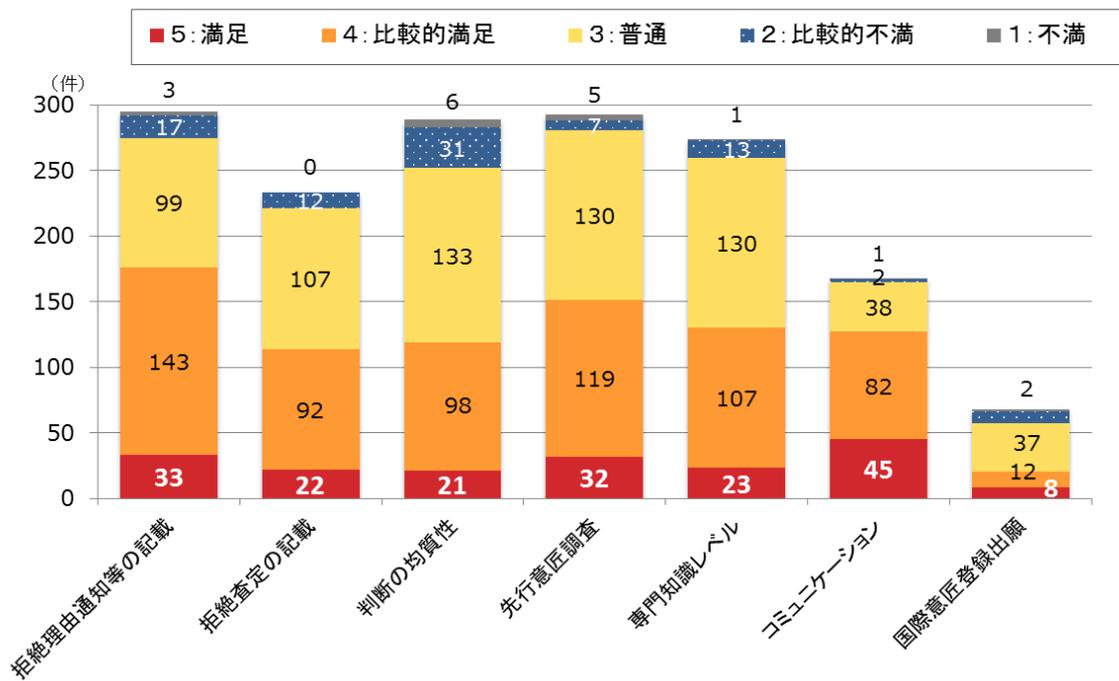


図3 個別項目への評価の度数分布

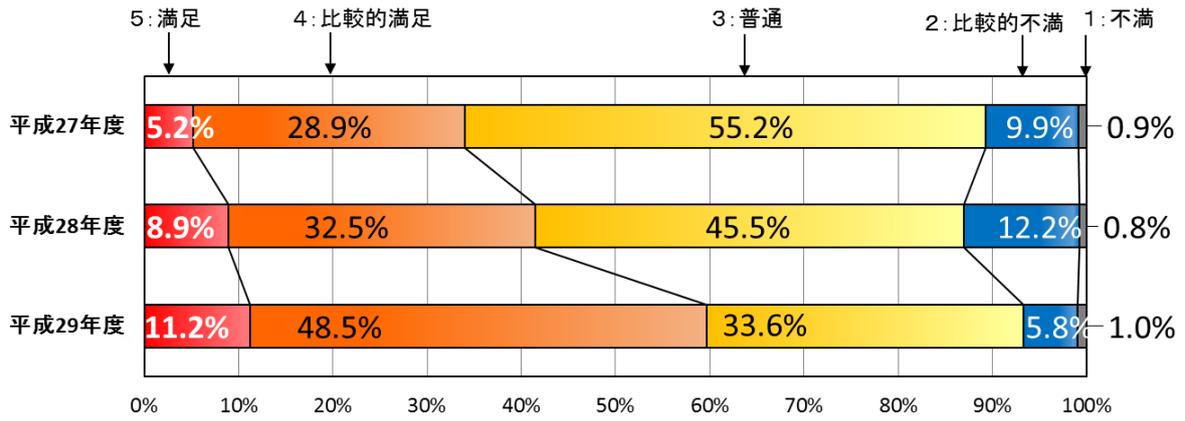


図4 拒絶理由通知等の記載

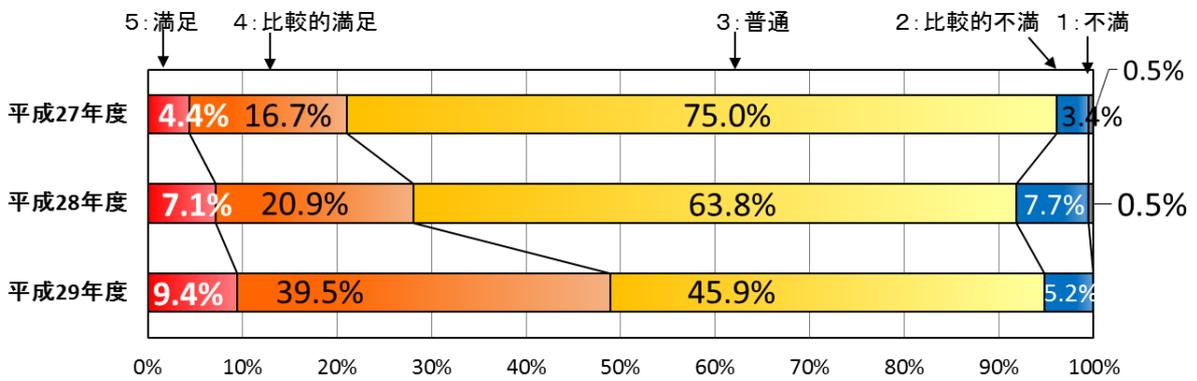


図5 拒絶査定に記載

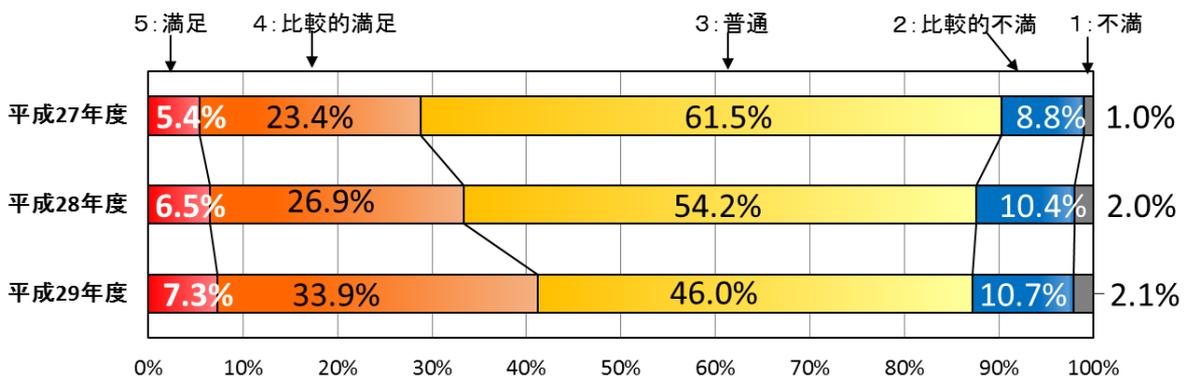


図6 判断の均質性

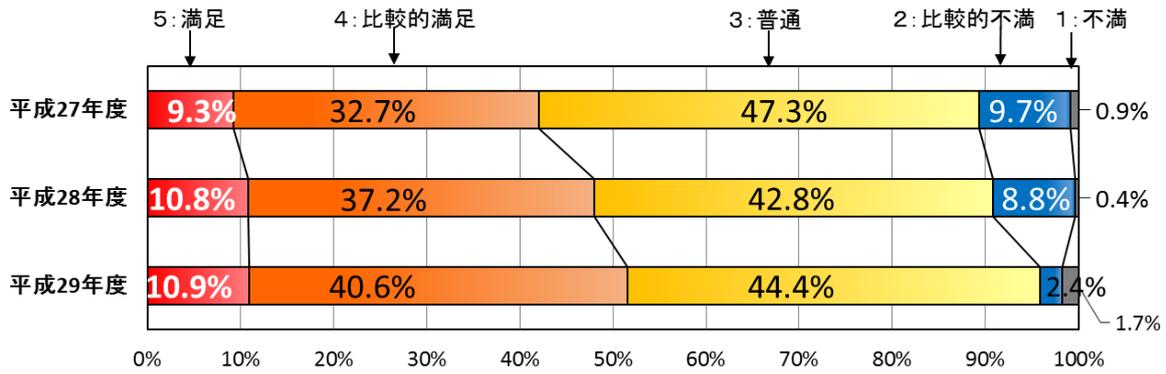


図7 先行意匠調査

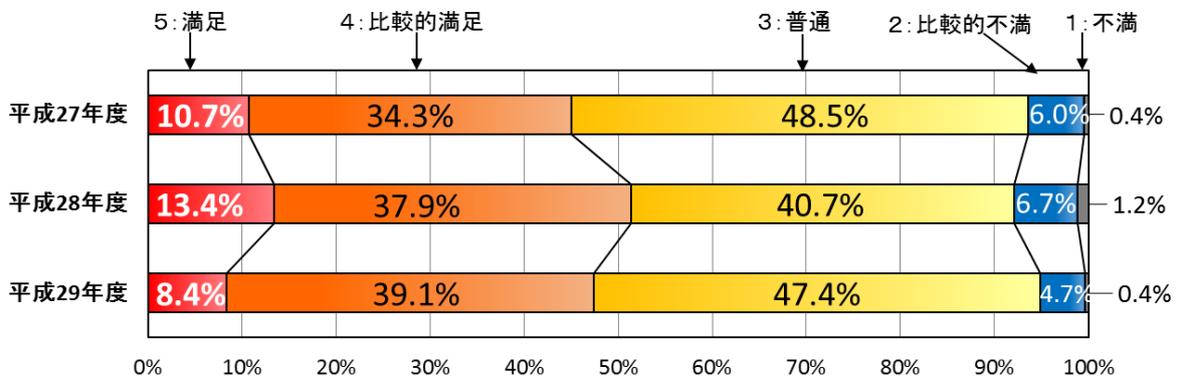


図8 専門知識レベル

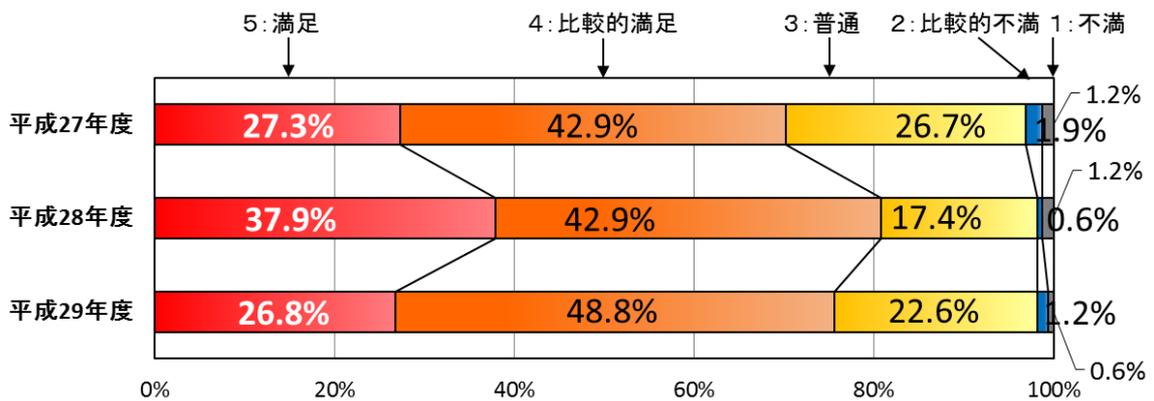


図9 コミュニケーション

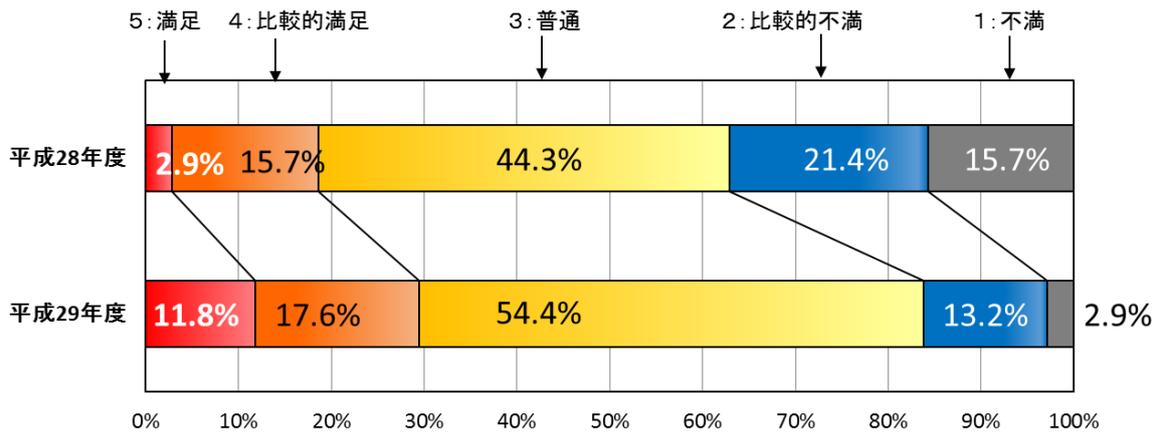


图 1 0 国际意匠登録出願

### ③意匠審査の質の評価と企業規模の関係

意匠審査の質に関する満足度に関し、内国出願人については企業規模による違いを把握するため、企業規模別の満足度を分析しました。

【表9】 企業規模別の意匠審査の質全般に関する満足度

| 5段階評価   | 平成29年度回答数 |      | 平成29年度割合 |        | (参考)平成28年度回答数 |      | (参考)平成28年度の割合 |        |
|---------|-----------|------|----------|--------|---------------|------|---------------|--------|
|         | 大企業       | 中小企業 | 大企業      | 中小企業   | 大企業           | 中小企業 | 大企業           | 中小企業   |
| 5:満足    | 20        | 5    | 9.7%     | 9.6%   | 14            | 3    | 9.8%          | 10.7%  |
| 4:比較的満足 | 89        | 27   | 43.0%    | 51.9%  | 67            | 14   | 46.9%         | 50.0%  |
| 3:普通    | 90        | 18   | 43.5%    | 34.6%  | 56            | 11   | 39.2%         | 39.3%  |
| 2:比較的不満 | 7         | 2    | 3.4%     | 3.8%   | 6             | 0    | 4.2%          | 0.0%   |
| 1:不満    | 1         | 0    | 0.5%     | 0.0%   | 0             | 0    | 0.0%          | 0.0%   |
| 合計      | 207       | 52   | 100.0%   | 100.0% | 143           | 28   | 100.0%        | 100.0% |

(i) 質全般に関する企業規模別満足度

大企業の上位評価割合は 52.7%であり、昨年度より 4.0 ポイント減少しましたが、中小企業の上位評価割合は 61.5%であり、昨年度よりも 0.8 ポイント上昇しました。また、大企業と中小企業を比較すると、中小企業の上位評価割合の方が大企業よりも 8.8 ポイント高くなっています（図 1 1、1 2 参照）。

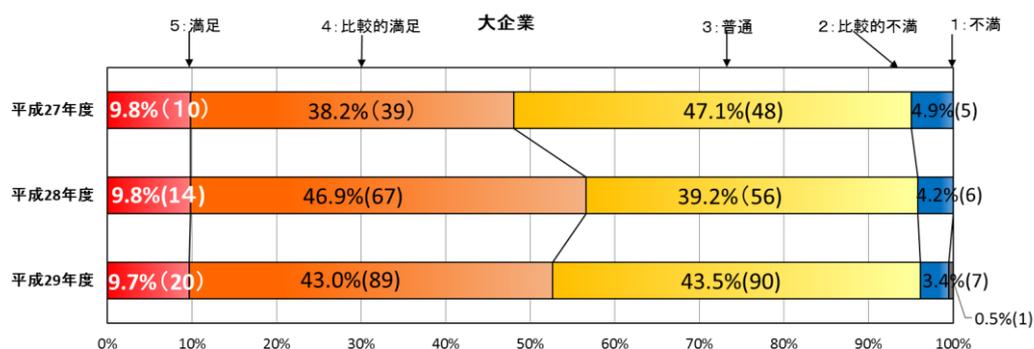


図 1 1 意匠審査の質全般（大企業）

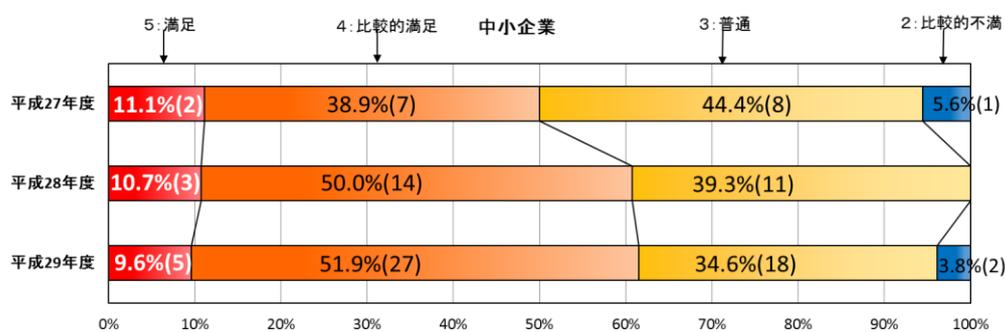


図 1 2 意匠審査の質全般（中小企業）

(ii) 個別項目に対する企業規模別意見数

大企業及び中小企業いずれも同様の傾向が見られました。特に、『コミュニケーション』については大企業及び中小企業共に、全体的な評価は高い一方で、意見数は他の項目と比較して少ない傾向にありました。

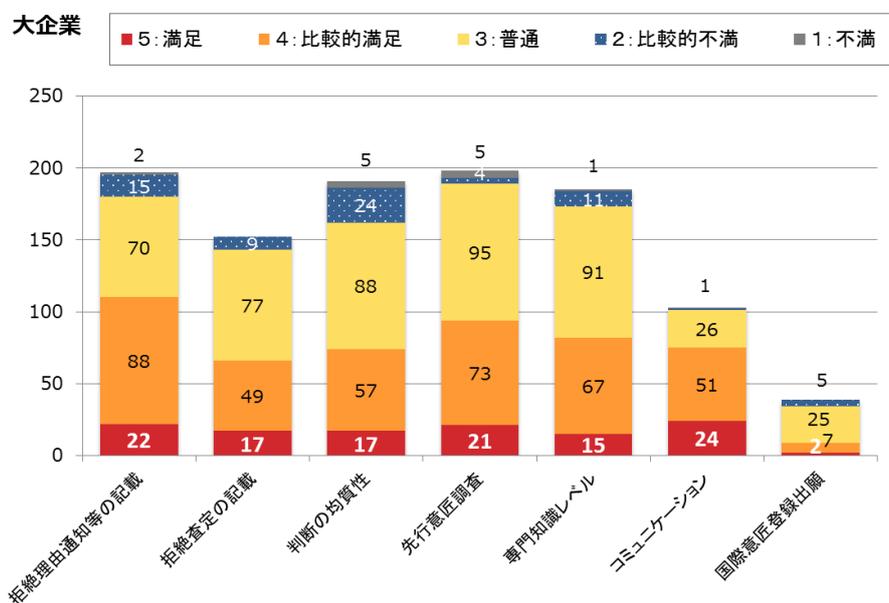


図 1 3 審査の質に関する個別項目の意見数（大企業）

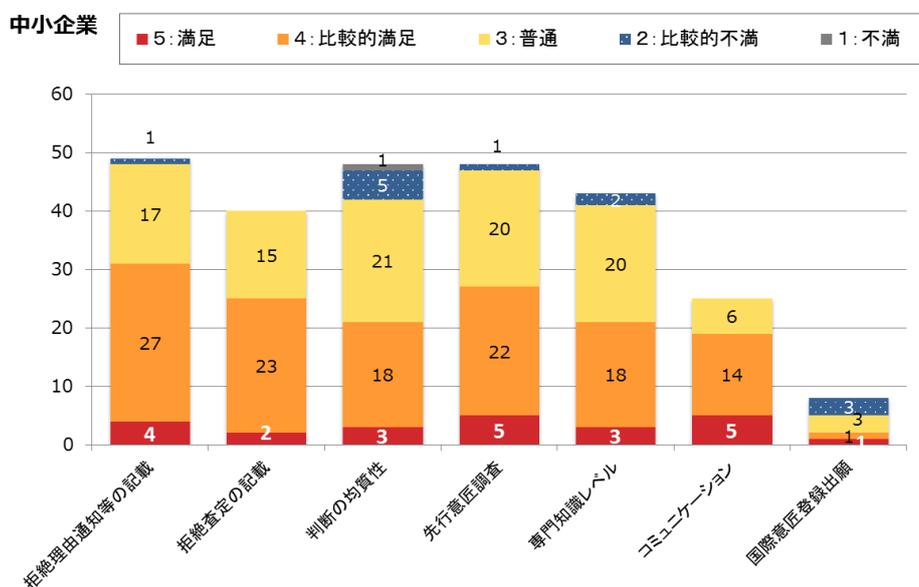


図 1 4 審査の質に関する個別項目の意見数（中小企業）

(iii) 個別項目に対する企業規模別意見の度数分布（全体）

項目別の意見数の度数分布に関しても、企業規模に関わらず同様の傾向が見られる一方で、僅かですが大企業よりも中小企業の上位評価割合のほうが高くなっています。

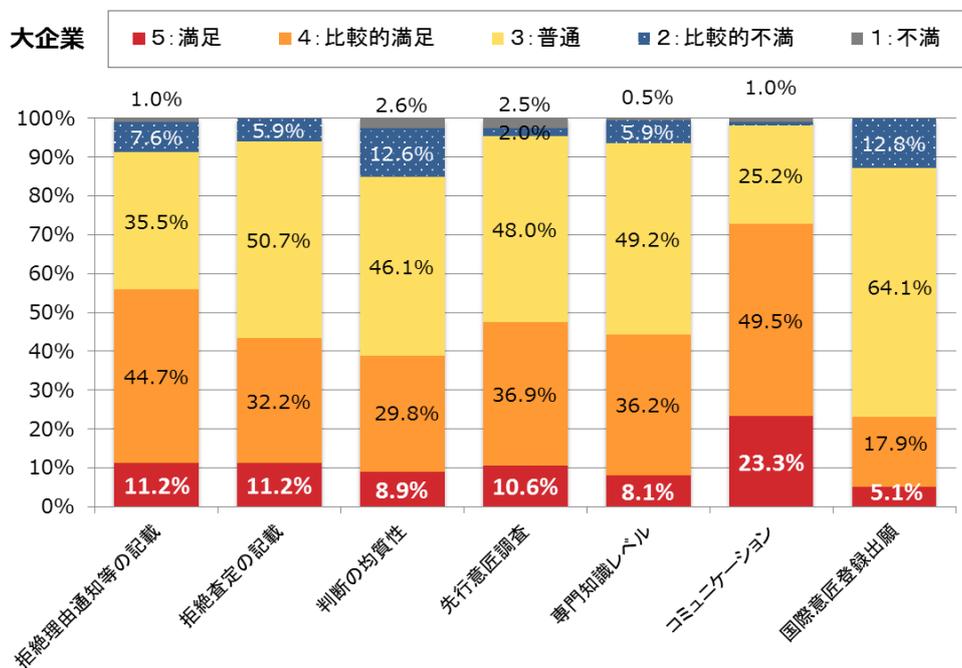


図 1 5 審査の質に関する個別項目の度数分布（大企業）

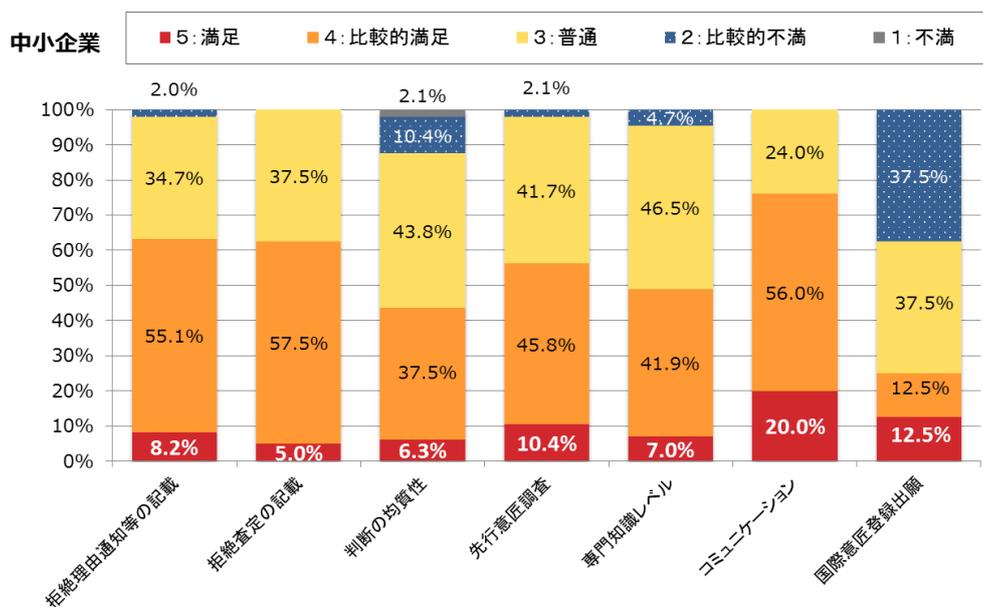


図 1 6 審査の質に関する個別項目の度数分布（中小企業）

(iv) 個別項目に対する企業規模別意見の度数分布（上昇傾向）

『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定に記載』、『判断の均質性』の3項目に関しては、企業規模に関わらず近年上位評価割合が上昇傾向にあります。

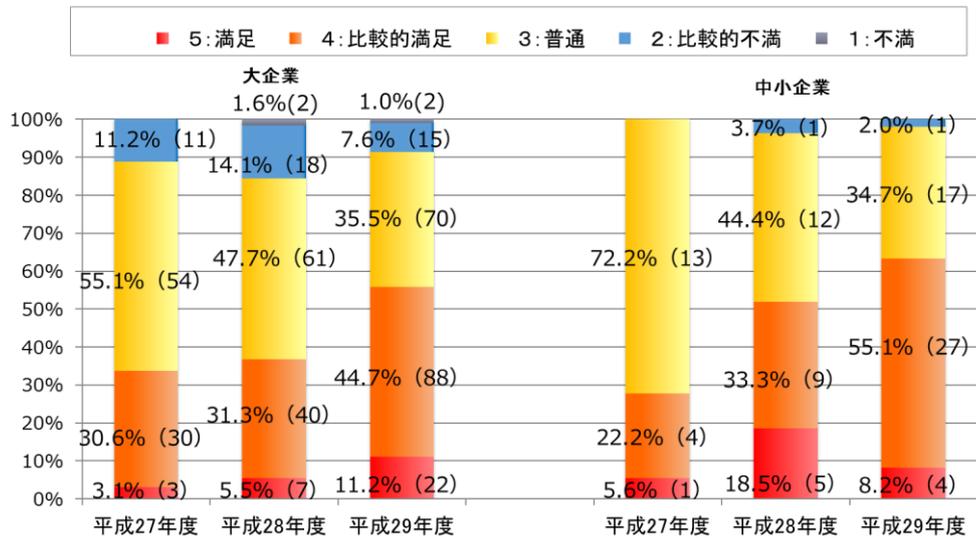


図 1 7 拒絶理由通知等の記載（企業規模別）

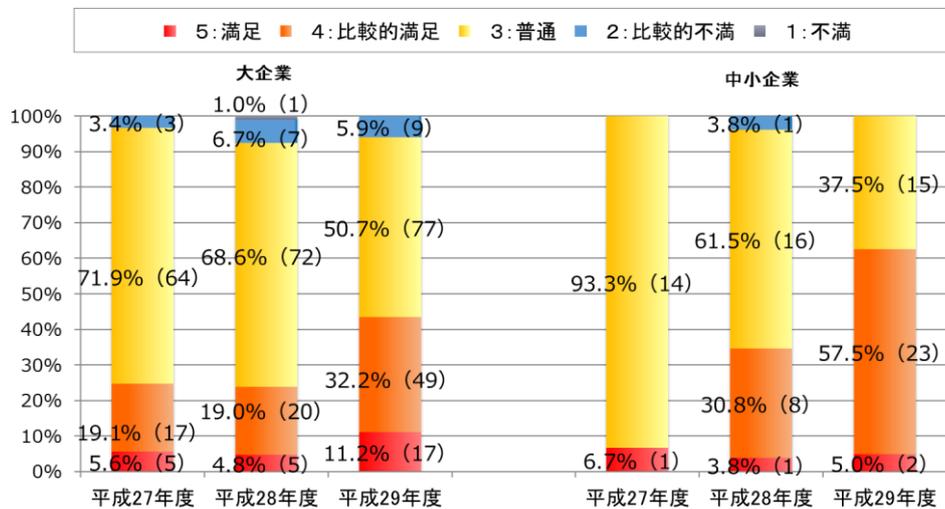


図 1 8 拒絶査定に記載（企業規模別）

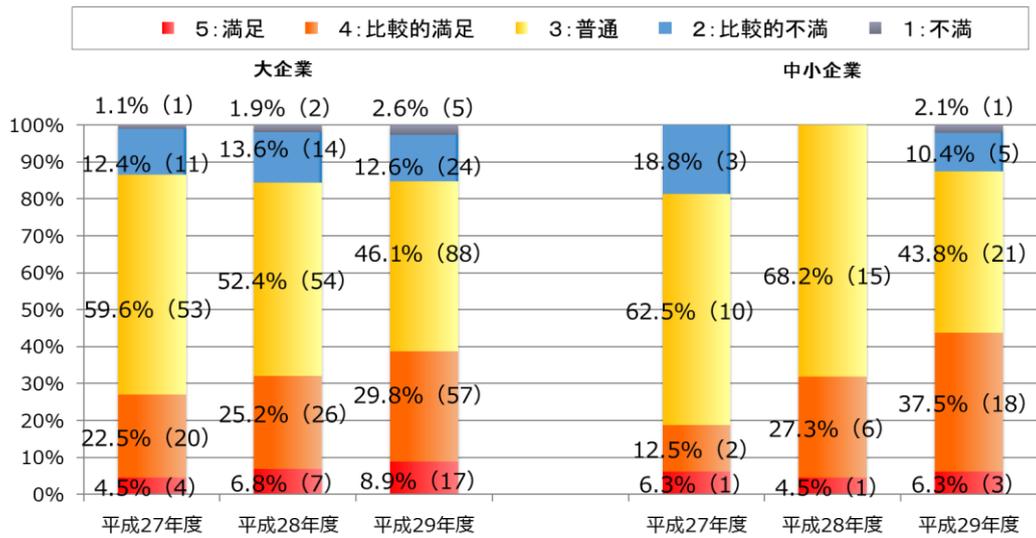


図 19 判断の均質性（企業規模別）

(v) 個別項目に対する企業規模別意見の度数分布（異なる傾向）

『先行意匠調査』に関しては、大企業の上位評価割合は僅かに減少したものの、中小企業の上位評価割合は上昇しており、企業規模による評価に異なる傾向がみられました。なお、下位評価割合は企業規模に関わらず減少しました。

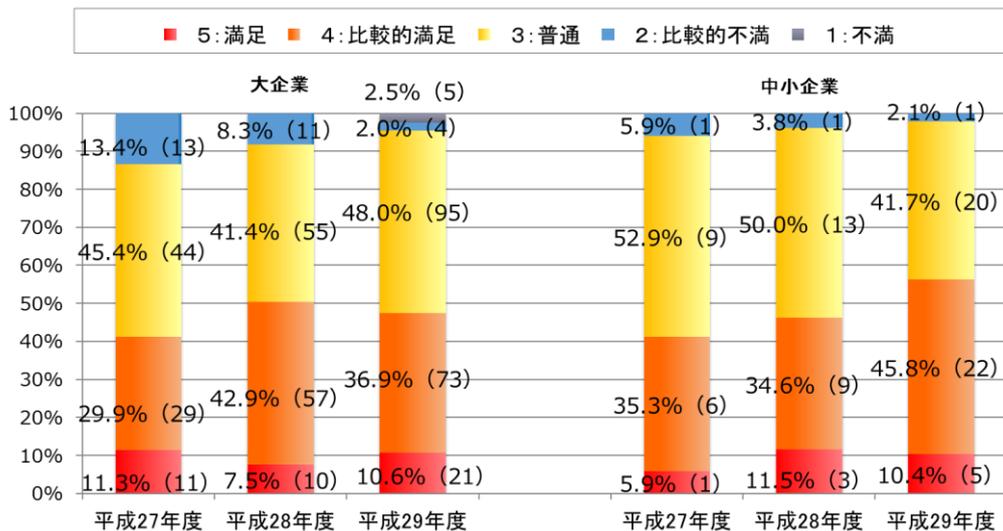


図 20 先行意匠調査（企業規模別）

(vi) 個別項目に対する企業規模別意見の度数分布（減少傾向）

『専門知識レベル』、『コミュニケーション』の項目に関しては、企業規模に関わらず上位評価割合が減少しました。

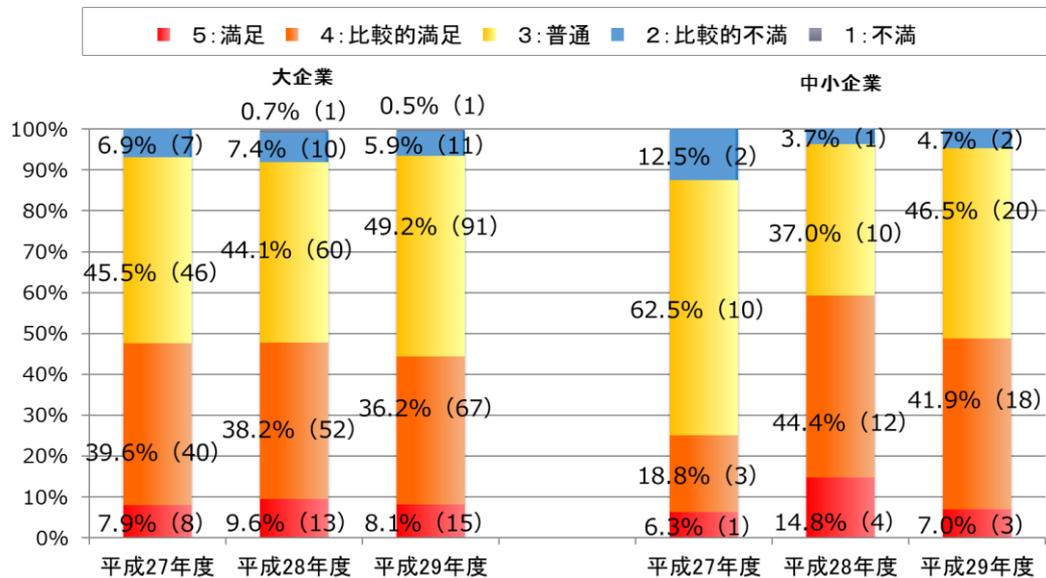


図 2 1 専門知識レベル（企業規模別）

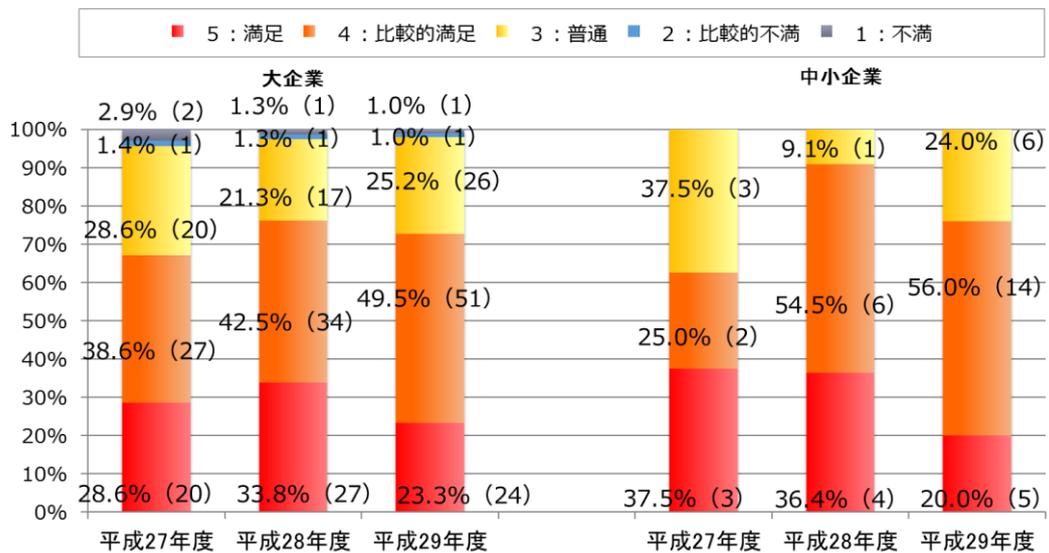


図 2 2 コミュニケーション（企業規模別）

(vii) 個別項目に対する企業規模別意見の度数分布

『国際意匠登録出願』に関しては回答数が十分ではないものの、予断せず、今後も傾向を注視する必要があります。

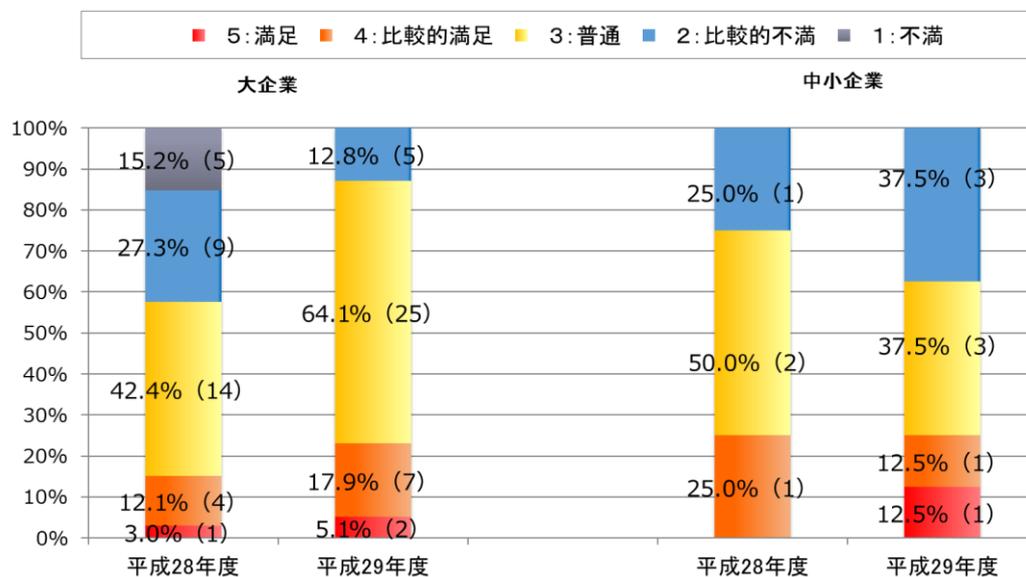


図 2 3 国際意匠登録出願（企業規模別）

#### ④他国特許庁との比較について

(i) 他国特許庁よりも優れていると感じる点

表10は、意匠審査の質に関して、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点について集計したものです。

「拒絶理由等の記載の分かりやすさ」の項目に対する回答が最も多くなりました。

【表10】 他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点

| 有効回答                     | 回答数 |
|--------------------------|-----|
| 実体審査の実施                  | 3   |
| 拒絶理由通知等の記載の分かりやすさ        | 10  |
| 判断の均質性                   | 8   |
| サーチ（先行意匠調査）              | 5   |
| 審査官の物品分野等に関する専門知識レベル     | 4   |
| 電話、面接等による審査官とのコミュニケーション  | 7   |
| 審査の質全般                   | 7   |
| 判断の的確性（意匠の認定）            | 1   |
| 審査のスピード                  | 5   |
| 他国の特許庁で審査を受けた経験がない/わからない | 9   |

(ii) 他国の特許庁が優れていると感じる点

他国特許庁よりも日本国特許庁が優れているとした(i)の回答数と比較すると、非常に少ない回答数となりました。

【表11】 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点がある国

|     | USPTO | KIPO | EUIPO | 台湾 | その他 |
|-----|-------|------|-------|----|-----|
| 回答数 | 7     | 7    | 2     | 1  | 1   |

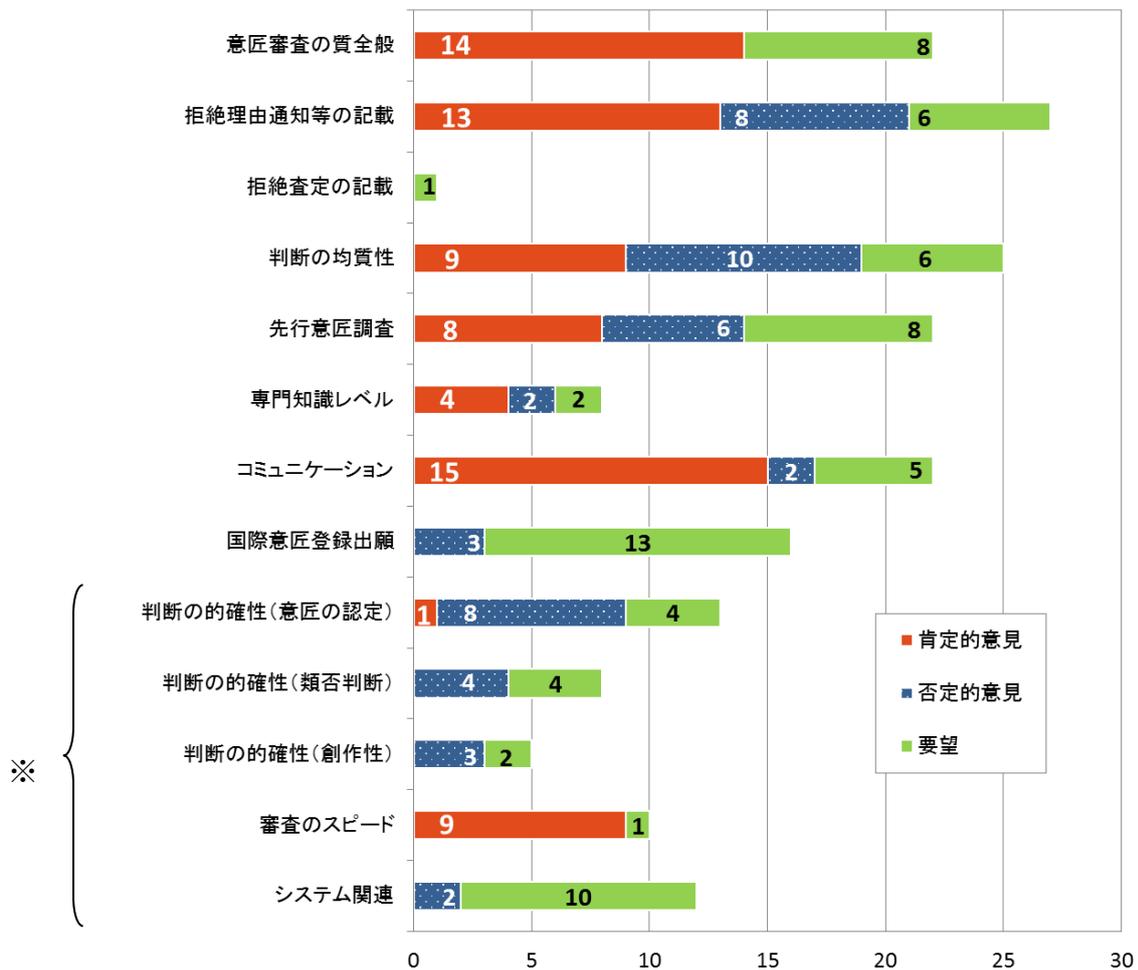
【表12】 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点

|                         | 回答数   |      |       |    |
|-------------------------|-------|------|-------|----|
|                         | USPTO | KIPO | EUIPO | 台湾 |
| 拒絶理由通知書の記載の分かりやすさ       | 0     | 2    | 0     | 0  |
| サーチ（先行意匠調査）             | 2     | 3    | 0     | 0  |
| 審査官の物品分野等に関する専門知識レベル    | 1     | 0    | 0     | 0  |
| 電話、面接等による審査官とのコミュニケーション | 1     | 0    | 0     | 0  |
| 判断の的確性（意匠の認定）           | 3     | 0    | 1     | 1  |
| 判断の的確性（類否判断）            | 0     | 1    | 0     | 0  |
| システム関連                  | 0     | 1    | 0     | 0  |
| その他                     | 0     | 0    | 1     | 0  |

## ⑤意匠審査の質に関するコメントについて

図24は、意匠審査に関する全体としての質及び個別項目の質の自由記載欄におけるコメントの件数を集計したものです。『拒絶理由通知等の記載』に関するコメントが最も多く（27件）、次に『判断の均質性』に関するコメント（25件）、『審査の質全般』『先行意匠調査』『コミュニケーション』に関するコメント（22件）という順になりました。

また、個別項目以外の意見として、判断の的確性に関するコメント、審査のスピード、システム関連に関する意見・要望も寄せられました。



※A票の評価項目以外についていただいたコメント

図24 意匠審査の質全般及び項目別のコメント種別件数分布

『意匠審査の質全般』を含む多くの個別項目について、肯定的な意見が否定的な意見よりも多く寄せられましたが、『判断の均質性』については肯定的意見が否定的意見よりも少ない結果となりました。

『判断の均質性』に関する意見について、肯定的意見（9件）のうち6件が他国と比較して審査判断が安定していることを意見として挙げており、我が国の実体審査に対する評価の高さが伺えます。一方において、否定的意見（10件）の中には、審査官間、物品分野間、審査審判間の判断の均質性に関する意見が寄せられました。

## (2) 特定の意匠登録出願<sup>5</sup>における審査の質に関する調査（B票）の集計結果

特定の出願における意匠出願の質について、ここ1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合に、回答者自らが案件を選択し、出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品を記入の上、回答いただきました。

### ①特定の案件に対する意匠審査に関する審査の質の評価について

表13は、調査対象となった特定の意匠出願における審査について、全体としてどのように感じているか、5段階評価を集計したものです。調査対象となった意匠出願に関する審査の質の評価において、「普通」以上の評価の割合は78.9%（前年度から3.3ポイント上昇）であり、そのうち、上位評価の割合が62.8%（前年度から2.9ポイント上昇）と過半数を占めました。

一方において、下位評価割合は21.1%（前年度から3.3ポイント減少）しています。具体的な評価としては図26に表されるとおり、拒絶理由通知等の記載や、コミュニケーションに関する肯定的な評価が多かったことから、特定の意匠登録出願における審査の質に対する上位評価が上昇したものと考えられます。

【表13】 特定案件に関する意匠審査の質

| 5段階評価 | 回答数 | 割合     | (参考)<br>平成28年度<br>回答数 | 割合     | (参考)<br>平成27年度<br>回答数 | 割合     |
|-------|-----|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 満足    | 83  | 34.3%  | 53                    | 30.8%  | 42                    | 29.2%  |
| 比較的満足 | 69  | 28.5%  | 50                    | 29.1%  | 40                    | 27.8%  |
| 普通    | 39  | 16.1%  | 27                    | 15.7%  | 21                    | 14.6%  |
| 比較的不満 | 42  | 17.4%  | 32                    | 18.6%  | 32                    | 22.2%  |
| 不満    | 9   | 3.7%   | 10                    | 5.8%   | 9                     | 6.3%   |
| 無回答   | 3   | —      | 2                     | —      | —                     | —      |
| 合計    | 245 | 100.0% | 174                   | 100.0% | 144                   | 100.0% |

<sup>5</sup> 意匠のユーザー評価調査では、B票における調査対象案件は回答者自らが自己の出願案件から選び、回答していただきました。

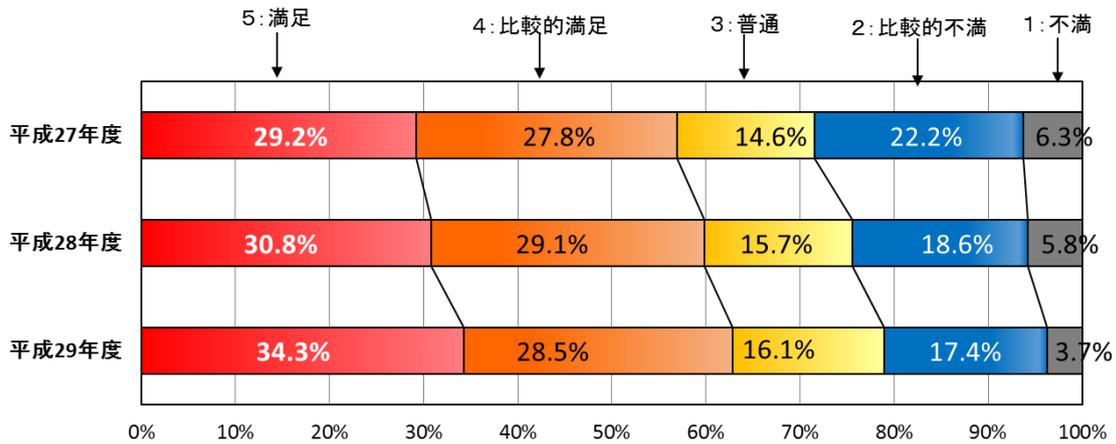
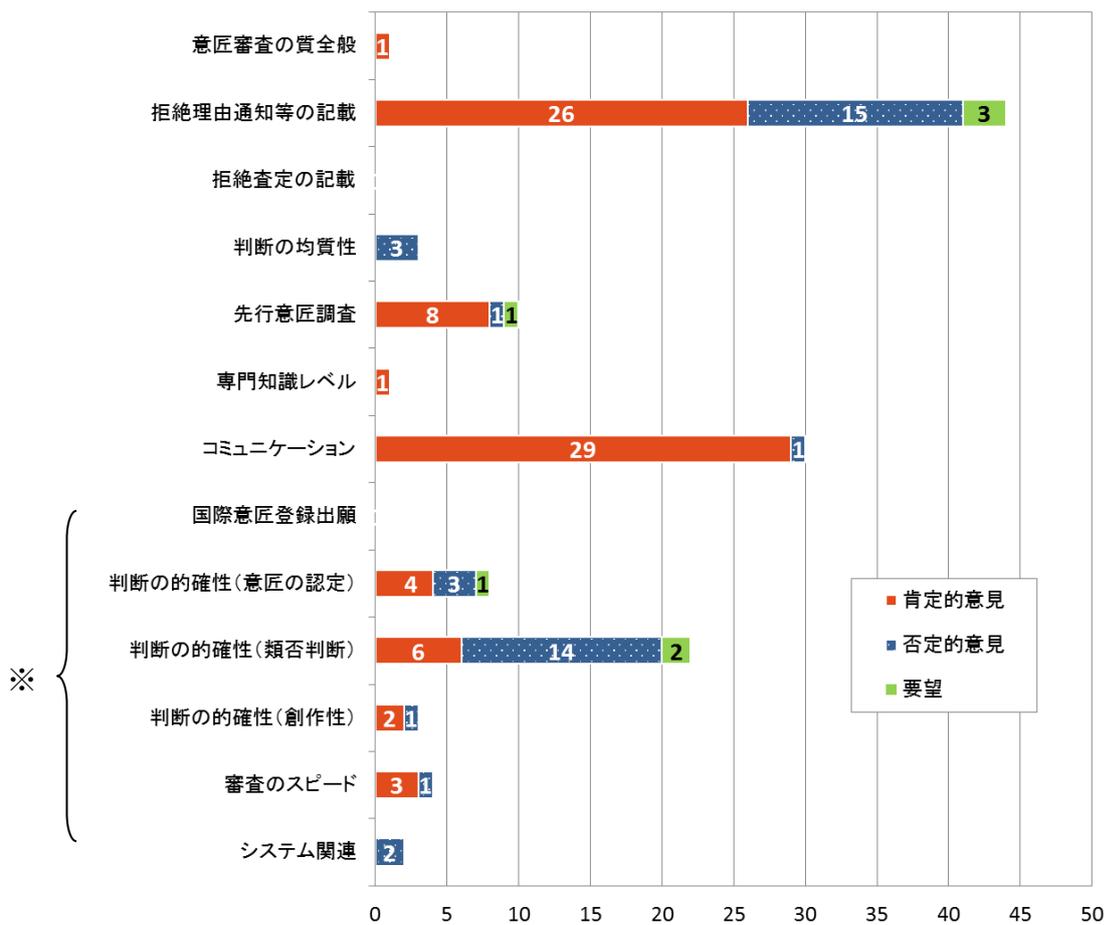


図 2 5 特定の出願における意匠審査の質

図 2 6 は、特定の案件に関する審査の質に対し、自由記載欄にいただいたコメントの件数を集計したものです。



※B票の評価項目以外にいただいたコメント

図 2 6 特定の出願に対するコメント種別件数分布

## ②特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に満足している理由について

今年度の回答数（224件）は、昨年度の回答数（144件）と比較して大きく上昇しました。また、『新規性・創作性に関する判断が適切である』及び『サーチ範囲・サーチ結果が適切である』に関する上位評価回答数が大きく伸びました（『新規性・創作性に関する判断が適切である』回答：17件→56件、『サーチ範囲・サーチ結果が適切である』27件→46件）。

特定の出願における意匠審査に対する上位評価の意見としては『拒絶理由通知／拒絶査定の記事の分かりやすさ』に関する意見が最も多く（68件）、判断理由が明確に記載されていることに加え、手続補正書等の以降の手続きが具体的でありその後の対応がわかりやすい、といった意見が寄せられました。

【表14】 特定の出願における審査の質について「満足」及び「比較的満足」の回答数

| 項目                             | 回答数 | 割合     | コメント数 | (参考)<br>平成28年度の<br>回答数 | 割合     | コメント数 |
|--------------------------------|-----|--------|-------|------------------------|--------|-------|
| 拒絶理由通知／拒絶査定の記事の<br>分かりやすさの点    | 68  | 30.4%  | 38    | 50                     | 34.7%  | 32    |
| 新規性・創作性に関する判断が<br>適切である点       | 56  | 25.0%  | 21    | 17                     | 11.8%  | 10    |
| サーチ範囲・サーチ結果が<br>適切である点         | 46  | 20.5%  | 19    | 27                     | 18.8%  | 16    |
| 面接、電話等における審査官との<br>コミュニケーションの点 | 38  | 17.0%  | 29    | 37                     | 25.7%  | 30    |
| その他                            | 16  | 7.1%   | 15    | 13                     | 9.0%   | 13    |
| 合計                             | 224 | 100.0% | 122   | 144                    | 100.0% | 101   |

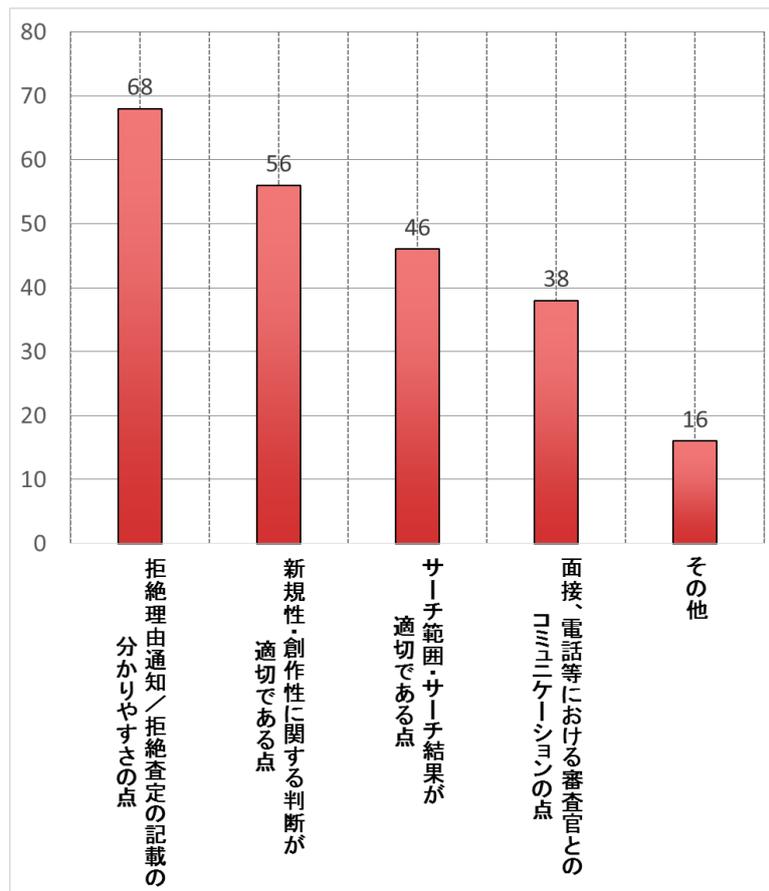


図 2 7 特定の出願における意匠審査のコメント種別件数分布（満足・比較的満足）

### ③特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に不満がある理由について

上位評価に関する回答数（224件）に対して、下位評価に関する回答数はその半分以下（105件）でしたが、特定の出願に対する下位評価のコメントについては、昨年度よりも多く寄せられました（57件→91件）。

また、個別の項目については、昨年度と同様『拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない』に回答数及びコメントが寄せられ（回答：23件、コメント：20件）、その中では創作性に関するコメントが最も多く（7件）、創作性の判断に関するユーザーの関心が高いことが伺えます。

表15及び図28は、調査対象となった特定の意匠出願における審査の質について不満がある（5段階評価で「不満」「比較的不満」と評価した回答数について、その案件に対する処理との関係を示したものです。

【表15】 特定の出願における意匠審査の質について「不満」・「比較的不満」と回答した項目及びその処理

| 不満がある理由                                      | 拒絶理由通知     | 登録査定      | 拒絶査定       | コメント総数 | (平成28年度)拒絶理由通知 | (平成28年度)登録査定 | (平成28年度)拒絶査定 | (平成28年度)コメント総数 |
|--|------------|-----------|------------|--------|----------------|--------------|--------------|----------------|
| 拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない         | 21(32.3%)  | 0(0.0%)   | 2(5.6%)    | 20     | 16(36.4%)      | 4(50.0%)     | 12(52.2%)    | 13             |
| 拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない           | —          | —         | 9(25.0%)   | 7      | —              | —            | 1(4.3%)      | 4              |
| 工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か（第3条1項柱書）に関する説明が十分ではない | 1(1.5%)    | 0(0.0%)   | 0(0.0%)    | 1      | 3(6.8%)        | 0(0.0%)      | 6(26.1%)     | 3              |
| 新規性を欠いている理由についての説明が十分ではない                    | 3(4.6%)    | 0(0.0%)   | 6(16.7%)   | 7      | 4(9.1%)        | 0(0.0%)      | 0(0.0%)      | 2              |
| 創作性を欠いている理由についての説明が十分ではない                    | 8(12.3%)   | 0(0.0%)   | 6(16.7%)   | 12     | 5(11.4%)       | 0(0.0%)      | 0(0.0%)      | 6              |
| 創作性における判断の基礎となる資料が必要以上に多く提示されている             | 4(6.2%)    | 0(0.0%)   | 2(5.6%)    | 4      | 0(0.0%)        | 0(0.0%)      | 4(17.4%)     | 0              |
| サーチ範囲・サーチ結果に不満がある                            | 7(10.8%)   | 0(0.0%)   | 3(8.3%)    | 7      | 2(4.5%)        | 0(0.0%)      | 0(0.0%)      | 4              |
| 登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている                | —          | 0(0.0%)   | —          | 0      | —              | 2(25.0%)     | —            | 0              |
| 登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる                         | —          | 1(25.0%)  | —          | 1      | —              | 0(0.0%)      | —            | 2              |
| 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに不満がある               | 1(1.5%)    | 0(0.0%)   | 0(0.0%)    | 1      | 3(6.8%)        | 2(25.0%)     | 0(0.0%)      | 3              |
| その他  | 20(30.8%)  | 3(75.0%)  | 8(22.2%)   | 31     | 11(25.0%)      | 0(0.0%)      | 0(0.0%)      | 20             |
| 合計件数（割合）                                     | 65(100.0%) | 4(100.0%) | 36(100.0%) | 91     | 44(100.0%)     | 8(100.0%)    | 23(100.0%)   | 57             |

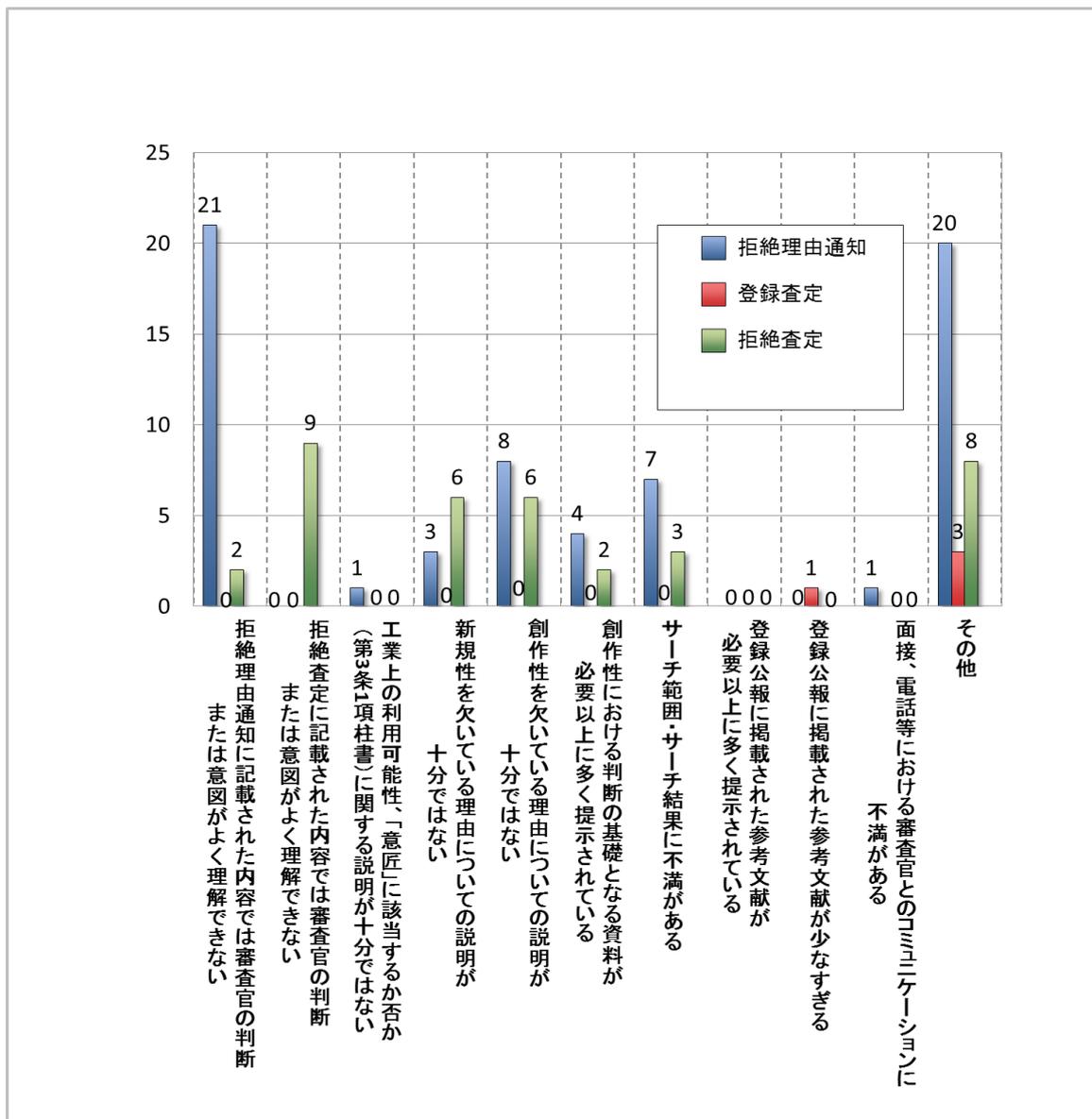


図 2 8 特定の出願における意匠審査のコメント種別件数分布（比較的不満・不満）

#### ④特定の出願に対する最終処分別評価

表16から表18は、調査対象となった特定の意匠出願についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

「即登録査定」案件については上位評価の割合が65.2%となり、前年度（60.4%）から4.8ポイント上昇しました。また、下位評価の割合（4.3%）も前年度（12.5%）より8.2ポイント減少しました。

「意見後登録査定」案件については上位評価の割合が70.6%となり、前年度（66.2%）から4.4ポイント上昇しました。また、下位評価の割合（18.7%）は前年度（20.5%）より1.8ポイント減少しました。

「拒絶査定」案件については上位評価の割合が34.8%となり、前年度（50.0%）から15.2ポイント減少し、下位評価の割合（60.8%）は前年度（44.5%）より16.3ポイント上昇しました。

上位評価割合が、即登録の場合よりも拒絶理由通知後の意見書の主張が採用された場合のほうが高くなっています。その理由としては、意見書の主張が採用されたことだけでなく、拒絶理由通知書の記載が分かりやすかったこと、特に補正に関する指示が的確であったこと及び審査官とのコミュニケーションがスムーズに行えたこと等が挙げられます。

ここでは最終処分別について、以下の3種類に分けて集計を行いました。

「即登録査定」案件：拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。

「意見後登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたことによって、登録査定がなされた案件。

「拒絶査定」案件：拒絶査定がなされた案件。

【表16】登録査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合     | (参考)<br>平成28年度<br>の<br>回答数 | 割合     |
|-------|-----|--------|----------------------------|--------|
| 満足    | 22  | 31.9%  | 22                         | 45.8%  |
| 比較的満足 | 23  | 33.3%  | 7                          | 14.6%  |
| 普通    | 21  | 30.4%  | 13                         | 27.1%  |
| 比較的不満 | 2   | 2.9%   | 4                          | 8.3%   |
| 不満    | 1   | 1.4%   | 2                          | 4.2%   |
| 無回答   | 1   | —      | 2                          | —      |
| 合計    | 70  | 100.0% | 50                         | 100.0% |

【表17】意見後登録査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合     | (参考)<br>平成28年度<br>の<br>回答数 | 割合     |
|-------|-----|--------|----------------------------|--------|
| 満足    | 37  | 36.3%  | 27                         | 32.5%  |
| 比較的満足 | 35  | 34.3%  | 28                         | 33.7%  |
| 普通    | 11  | 10.8%  | 11                         | 13.3%  |
| 比較的不満 | 17  | 16.7%  | 14                         | 16.9%  |
| 不満    | 2   | 2.0%   | 3                          | 3.6%   |
| 無回答   | 1   | —      | 0                          | —      |
| 合計    | 103 | 100.0% | 83                         | 100.0% |

【表18】拒絶査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合     | (参考)<br>平成28年度<br>の<br>回答数 | 割合     |
|-------|-----|--------|----------------------------|--------|
| 満足    | 5   | 10.9%  | 4                          | 11.1%  |
| 比較的満足 | 11  | 23.9%  | 14                         | 38.9%  |
| 普通    | 2   | 4.3%   | 2                          | 5.6%   |
| 比較的不満 | 22  | 47.8%  | 11                         | 30.6%  |
| 不満    | 6   | 13.0%  | 5                          | 13.9%  |
| 無回答   | 0   | —      | 0                          | —      |
| 合計    | 46  | 100.0% | 36                         | 100.0% |

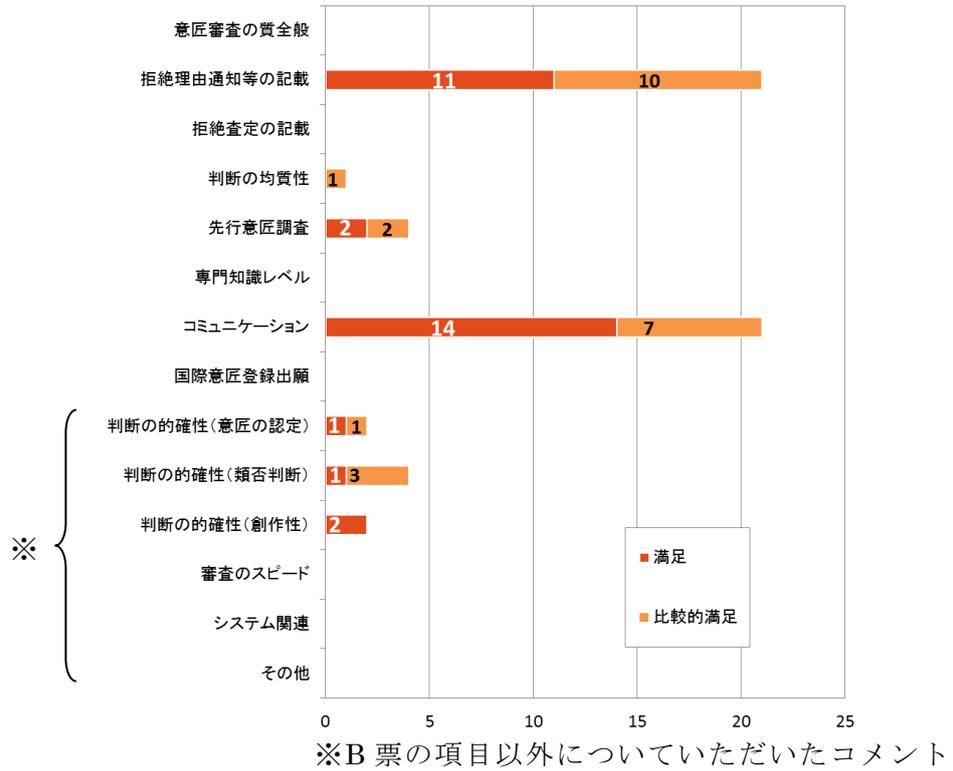


図 2 9 意見後登録に満足・比較的満足と評価した者の理由度数

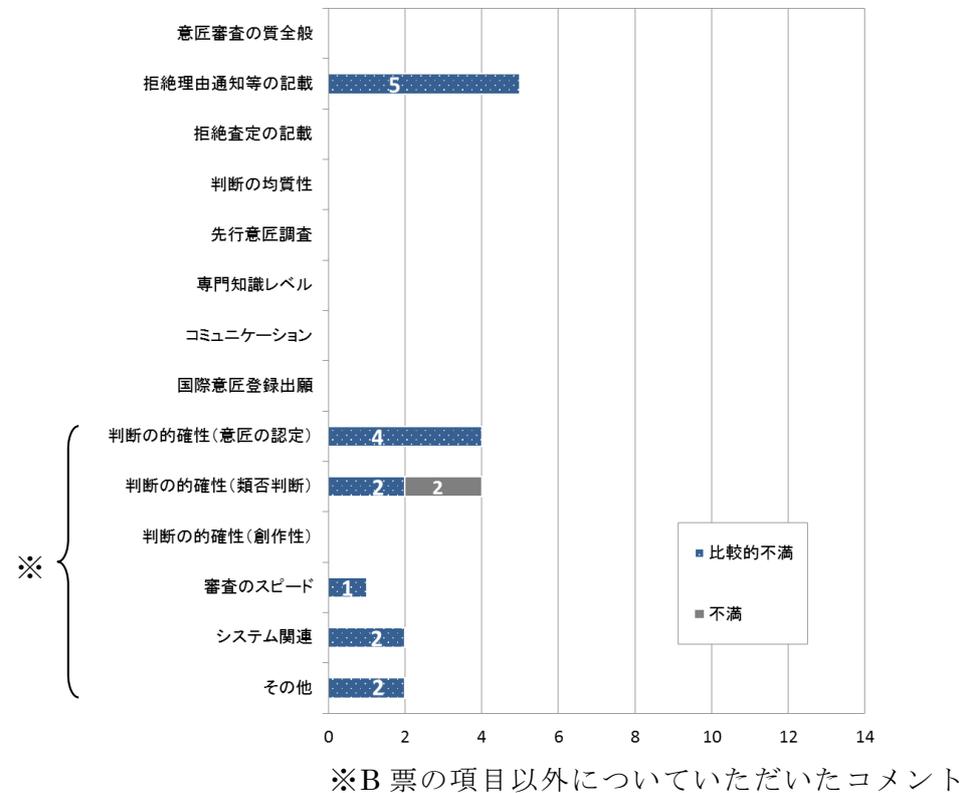
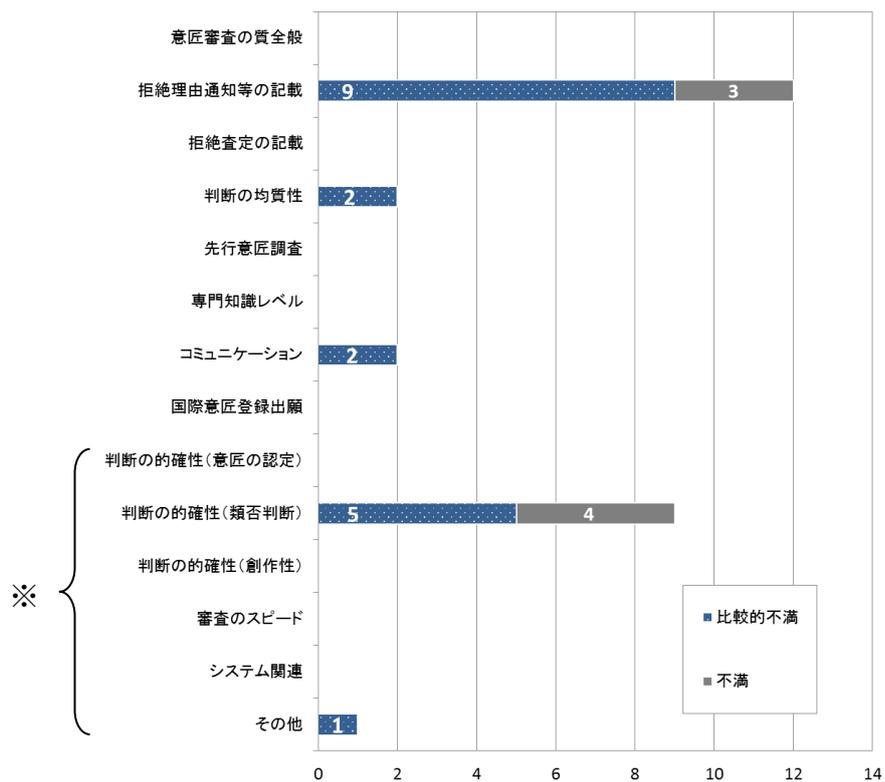


図 3 0 意見後登録に不満・比較的不満と評価した者の理由度数



※B票の項目以外にいただいたコメント

図 3 1 拒絶査定に不満・比較的不満と評価した者の理由数

## 4. 集計分析

### (1) 分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくにあたり、注力すべき項目を検討するため、個別項目に対する評価の意匠審査の質全般の評価に対する影響について分析しました。分析方法としては、意匠審査の質全般に対する評価と、個別項目の評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

### (2) 分析結果

#### ①意匠審査に関する全体評価と個別項目との相関

意匠審査に関する全体としての質の評価について、今年度の上位評価割合は昨年度の割合(61.0%)から3.0ポイント下がり58.0%でした(図1参照)。これは個別項目のうち、高い相関(0.61)がある『専門知識レベル』の上位評価割合の合計が3.8ポイント下がっていることが主に影響しているものと考えられます(図8参照)。また、相関係数は『専門知識レベル』と比較して低いものの(0.45)、『コミュニケーション』についても昨年度と比較して5.2ポイント下がっている事も影響していると考えられます(図9参照)。

#### ②上位評価割合が増加した個別項目

5つの個別項目(『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定に記載』、『判断の均質性』、『先行意匠調査』、『国際意匠登録出願』)の上位評価割合はいずれも上がっており(図4～図7、図10参照)、特に『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定に記載』に関する上位評価割合の合計がそれぞれ18.3ポイント、20.9ポイントと高くなっており、全体評価に対しても高い相関(『拒絶理由通知等の記載』:0.67、『拒絶査定に記載』:0.56)が見られました。

次の表19及び図32は、各個別項目の評価の平均(「満足」を5、「比較的満足」を4、「普通」を3、「比較的不満」を2、「不満」を1としています。)と個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

【表19】 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数<sup>6</sup>

| 評価項目       | 評価（平均）   |          | 全体評価との相関係数 |          |
|------------|----------|----------|------------|----------|
|            | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度   | 平成 28 年度 |
| 拒絶理由通知等の記載 | 3.63     | 3.37     | 0.67       | 0.52     |
| 拒絶査定に記載    | 3.53     | 3.27     | 0.56       | 0.35     |
| 判断の均質性     | 3.34     | 3.25     | 0.63       | 0.47     |
| 先行意匠調査     | 3.57     | 3.49     | 0.63       | 0.53     |
| 専門知識レベル    | 3.50     | 3.56     | 0.61       | 0.55     |
| コミュニケーション  | 4.00     | 4.16     | 0.45       | 0.45     |
| 国際意匠登録出願   | 3.22     | 2.69     | 0.39       | 0.04     |

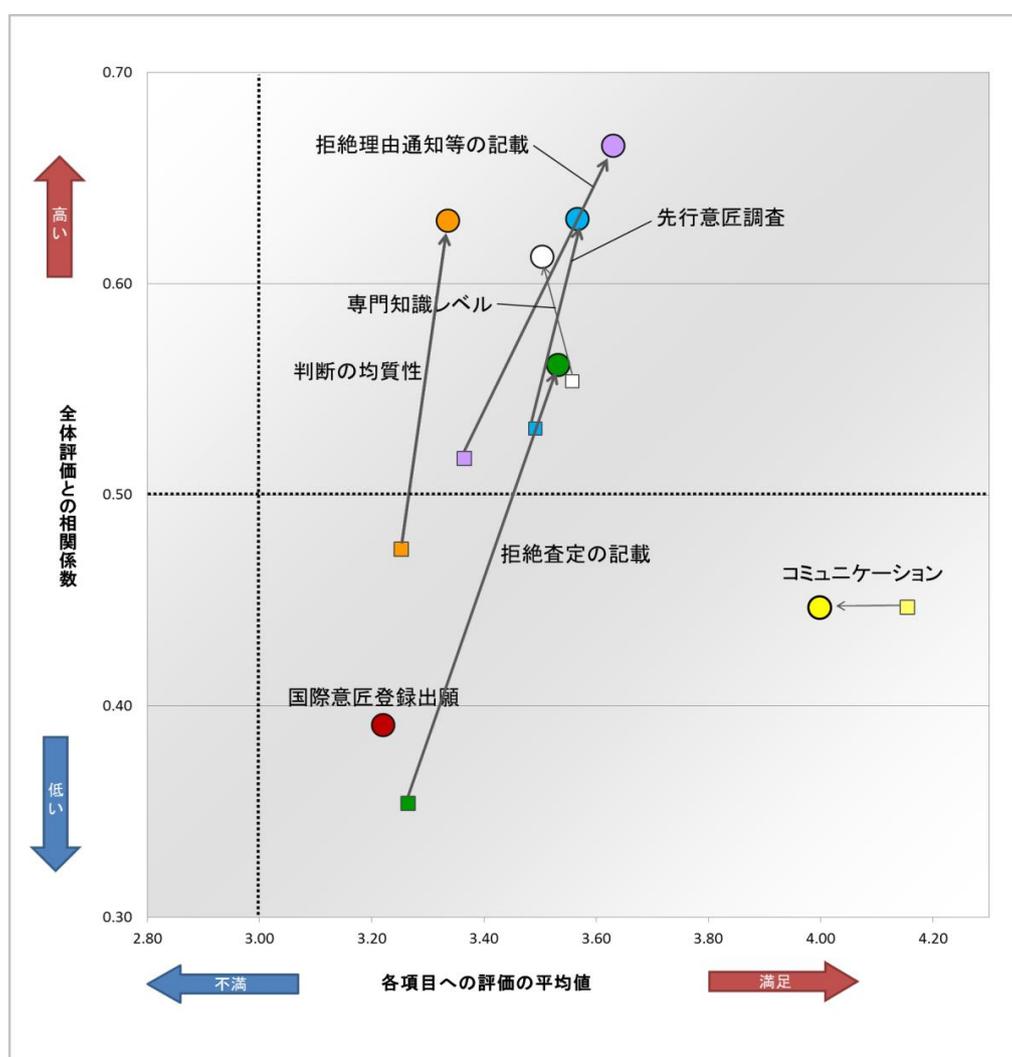


図 3 2 個別項目の評価と全体評価との相関係数<sup>7</sup>

<sup>6</sup> 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

<sup>7</sup> 意匠審査の質に関する個別項目について、横軸を個別項目ごとの評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほど評価が低く、また上方にあるほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

### (3) 解析結果

#### ①優先して改善すべき項目（専門知識レベル）

前記における意匠審査に関する全体評価と個別項目との相関より、意匠審査全般の質を向上させるために優先して取り組むべき個別項目は、『専門知識レベル』及び『コミュニケーション』であると考えられます。

このうち、『専門知識レベル』に対して寄せられたコメントとしては、意匠審査官として正確な意匠の認定を行うため、担当分野における取引状況や創作現場に関する広い知識を求めるものが多く挙げられたことから、『専門知識レベル』の向上に向け以下の取り組みを行って参ります。

- ・ 特許庁幹部や審査室の管理職あるいは担当審査官等様々なレベルによる出願人との直接的な意見交換
- ・ 業界団体等との直接的な意見交換
- ・ 各種学会、セミナー、シンポジウムへの積極的な参加
- ・ 工場見学等の現場実習や庁内における技術研修

また、特に異動者や担当分野が変わった審査官に対し上記取り組みを活用することで、専門知識の効率的な向上に取り組んで参ります。さらに、蓄積された専門知識が審査官間に十分に共有される仕組みについても改善して参ります。

一方で、『コミュニケーション』については、上位評価割合が高い水準にあり（75.1%）、寄せられたコメントの多くが意匠審査官の丁寧で明確な対応に関する肯定的なものであったことから、『コミュニケーション』の上位評価割合を高く維持していくために、意匠審査官は面接や電話対応時には引き続き丁寧で明確な対応を心がけ、出願人とのコミュニケーションを積極的に取っていくべきであると考えられます。

#### ②昨年度からの取組に対する効果

昨年度の課題として「(特に個人の出願人に対する)各種起案内容の伝達性の向上」「各種起案内容の簡潔明瞭さの向上」を挙げましたが、昨年度は意匠審査基準の改訂及び審査官の判断についての明瞭化を進めると共に、各種起案内容及びその後の手続に関して、出願人と電話や面接等のコミュニケーションを積極的に行うことで伝達性の向上を図ってきました。

その結果、今年度のアンケートにおいて、5つの個別項目（『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定に記載』、『判断の均質性』、『先行意匠調査』、『国際意匠登録出願』）の上位評価割合が向上し、特に『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定に記載』の2項目については、上位評価割合が大幅に向上した（『拒絶理由通知等の記載』+18.3ポイント、『拒絶査定に記載』+20.9ポイント）ことから、近年の取組に対する効果が表れているものと考えられます。

## 5. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（P D C Aサイクル）」において、意匠審査業務の評価（C H E C K）として位置付けられます。すなわち、本調査（C H E C K）により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（A C T）し、これをその後の計画に的確に反映（P L A N）し、当該計画を実践（D O）する必要があります。

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っていますが、今後も、よりの確に皆様からの意見を把握するため、評価をいただく対象者の選定をはじめ、設問の構成や調査票の形式等調査手法をこれまで以上に改良し、平成30年度以降も調査を行って参ります。

そして、調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官へのフィードバック等を行うことにより、引き続き意匠審査の質の向上を図って参ります。

### 謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

(付録) 平成29年度調査票

| 【A票】 意匠審査全般の質について  |                       |                       |                       |   |                       |                       |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|
| <p>* 記名または無記名のいずれの回答を希望するか選択してください。</p> <p><input type="radio"/> 記名で回答する</p> <p><input type="radio"/> 無記名で回答する</p> <p><small>* 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。</small></p> |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| お名前  |                       | 企業名                   |                       |   |                       |                       |
| ご連絡先 (TEL)   |                       | メール                   |                       |   |                       |                       |
| <p>* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、下記【1】～【2】の問いに最近（1年程度）のご経験に基づいてお答え下さい。</p> <p>なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。</p>  |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <b>【1】意匠審査の質一般について</b>   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
|  | 満足                    | 比較的満足                 | 普通                    | 比較的不満   | 不満                    |                       |
|  | 5                     | 4                     | 3                     | 2   | 1                     |                       |
| └──────────┘   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| 1. 最近（1年程度）の意匠審査の質全般についてどのように感じていますか。  | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> |                       |
| 2. 最近（1年程度）の意匠審査の質に関し、各項目（1）～（7）の評価についてお答えください。  | 満足                    | 比較的満足                 | 普通                    | 比較的不満   | 不満                    | わからない／経験がない           |
|  | 5                     | 4                     | 3                     | 2   | 1                     |                       |
| └──────────┘   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| （1）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ<br><small>（新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）</small>  | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （2）拒絶査定記載の分かりやすさ   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （3）判断の均質性について  | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （4）サーチ（先行意匠調査）について   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （5）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （6）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション  | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| （7）ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願について   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/>                             | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 3. 意匠審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください。（複数可）   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| また、他国の特許庁より優れていると感じる点が特にない場合には、「特に感じる点はない」をチェックしてください。   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> 実体審査の実施   |                       |                       |                       | <input type="checkbox"/> 他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> 拒絶理由通知等の記載の分かりやすさ   |                       |                       |                       | <input type="checkbox"/> 特に感じる点はない                |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> 判断の均質性  |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> サーチ（先行意匠調査）   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> 審査官の物品分野等に関する専門知識レベル  |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> 電話、面接等による審査官とのコミュニケーション   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| <input type="checkbox"/> その他の点（下記記入欄にご記入ください）  |                       |                       |                       |   |                       |                       |
| (3. に関する自由記入欄)   |                       |                       |                       |   |                       |                       |
|  |                       |                       |                       |   |                       |                       |

4. 意匠審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。  
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特にない場合には、「特に感じる点はない」をチェックしてください。

- 米国特許商標庁（USPTO）
- 他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない
- 韓国特許庁（KIPO）
- 特に感じる点はない
- その他（国名も記入欄に記載してください）

（4. に関する自由記入欄）

5. その他、意匠審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄にご記入ください。  
（上記2.（1）～（7）の項目で「1：不満」または「2：比較的不満」をご回答になった理由や、1.～4.の項目に関する追加のご意見・ご要望がございましたら、当欄に併せてご記入ください。）

（5. に関する自由記入欄）

## 【2】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら、下記の記入欄にご記入ください。

（自由記入欄）

